

令和 8 年度 天間林学童保育クラブ 利用案内

<連絡先・問合せ>

天間林児童センター

(天間林学童保育クラブ)

電話：0176 - 68 - 3310

“放課後児童健全育成事業”とは…

放課後児童（学童保育）クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、公共施設等を利用し、子どもの遊びや地域の方々との交流を通じて、子どもたちを健やかに育てることをねらいとした取り組みです。この取り組みは、国・県の補助金によって町が実施し、町が指定した指定管理者（社会福祉法人天寿園会）が運営しています。

◇ 開所日・時間

- ・利用期間

4月1日から3月31日まで

- ・利用時間

平日 13:00～18:30 ※学校の下校時間により開所時間を変更する場合があります。

〈1日保育〉

土曜日 7:30～18:00

長期休業時 7:30～18:30（土曜日は18:00まで）

※9:30以降の登所となる場合は、事前のご連絡をお願いします。

- ・休所日

日曜日・祝日・運動会開催日・お盆（8/13～8/15）・年末年始（12/29～1/3）ほか

◇ 利用の条件

- ・事業の趣旨から「保護者が就労等により昼間家庭にいない」ということが前提であることから、特別な理由を除き土曜日が定休日の方は土曜日の利用はできません。
※特別な理由とは、冠婚葬祭や病院受診、急な出勤など→事前に児童センターにある申出書「特別利用許可申請書」の提出が必要です。
- ・求職活動も利用を認めますが、最大90日までの利用となります。※延長はできません。
- ・妊娠・出産での利用は、産前産後8週の属する月の初日から産後8週目の翌日が属する月の末までです。育児休暇の方は、原則、放課後児童クラブの利用はできません。
- ・集団行動が難しい、他害行動が著しいなどの場合、学童保育利用について見合わせていただくこともあります。

◇ 利用登録時の費用

費用は決定通知書と一緒に集金袋を同封いたしますので、期日までにセンターへ直接お納めください。

- ・児童クラブ共済保険料 ¥1,620円（年間）

※学童保育クラブ利用中の万一の事故に備え、全児童に共済保険へ加入していただきます。内容については職員までお問い合わせください。

- ・天間林さくらくらぶ会費（保護者会） ¥1,000円（年間）

※保険料及び会費は、年度途中で登録解除する場合は、返金いたしません。

◇ 利用登録の申し込み

利用登録は、年間を通して受付していますが、4月（年度当初）から利用を開始する場合は、令和8年2月27日（金）までにお申し込みください。

児童の平均利用人数が70名を大幅に超える場合は、子どもの安全性を考慮し、保護者の申請理由等によっては利用を制限しなければならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、利用申請時と実際の利用状況が大きく違う場合（特に土曜日）は、申請内容の変更をしていただくこともあります。

◇ 1日保育時に準備するもの

- お弁当 常温での保管となるので、夏場は傷まないよう保冷剤等をご利用ください。
- 飲み物 昼食時・午後のおやつ時、最低2回分は必要です。
- おやつ 1回分を袋に入れて持たせてください。※ゴミ、ペットボトル等は持ち帰りです。
- 勉強道具 学習の時間1人で勉強できるものをご持参ください。※筆記用具、宿題・ドリル等
- 服装等 活動の妨げにならない服装、髪型でご利用ください。
冬場は防寒着一式の準備をお願いします。
- ハンカチ・ちり紙 ハンカチを忘れた場合は貸出しとなります。
- 着替え・歯ブラシ 必要な方。

※下着の貸し出しは衛生面の観点から新品を貸しております。返却も新品でお願いします。

◇ 児童の送迎について

- 防犯面から、施錠をしています。お迎えの際は、玄関内のインターホンを鳴らしてお知らせください。
- 駐車場などでの事故防止、防犯対策のため、必ず保護者が一緒に児童センターの玄関まで送迎してください。
- 子ども（兄・姉等）の送迎は、お断りしております。
- やむを得ず調査票に記載のない方が迎えに来られる場合は、必ず保護者からの連絡をお願いします。連絡がない場合は、こちらから確認の電話をさせていただきます。
- 児童のお迎えは、閉所時間までをお願いします。
- 習い事やスポーツ少年団等へ子どもだけで行く場合、または、保護者以外の方のお迎えがある場合は、事前に「外出・送迎に関しての承諾書」を提出していただきます。また、見学や体験入部も同様に、保護者の方から事前に連絡がない場合は、送り出すことはできません。承諾書が必要な方は、児童センターへお申し出ください。

◇ インフルエンザ等の感染症まん延時の対応

- 感染症の対応については、原則学校と同様の対応です。
- 感染症による学級閉鎖、学年閉鎖されたクラス（学年）の児童は利用できません。また、罹患している児童の兄弟が児童センターを利用しようとする場合は、感染拡大防止の観点から利用を自粛していただく場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 学校閉鎖の場合は終日閉所となります。
- 感染症の流行状況等により、閉所する場合があります。

◇ 緊急時について

- けが、病気、その他緊急時は、調査票へご記入いただいた緊急連絡先（勤務先・携帯電話等）へ連絡しますので、児童センターの電話番号をご登録ください。
- 緊急連絡先（勤務先等）に変更があった場合は、速やかに児童センターへご連絡ください。

◇ 非常災害時の対応について

- ・非常災害時は連絡がなくても早めのお迎えをお願いします。

		暴風／大雪の場合	地震の場合	不審者出没などの場合 Ｊアラートが鳴った場合
学校がある日	開所前	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度５強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Ｊアラートが鳴った 閉所時間繰上げ
学校のない日	開所前	気象警報が発令 終日閉所	震度５強以上の地震 終日閉所	不審者が出没した Ｊアラートが鳴った 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度５強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Ｊアラートが鳴った 閉所時間繰上げ

◇ 保護者会（天間林さくらくらぶ）について

保護者会は、在籍する親子の交流及び、会員相互の親睦をはかるための活動を目的とした団体です。

学童保育クラブに在籍するすべての児童の保護者が入会し、組織し運営しておりますので、ご理解の程お願いいたします。

保護者会の活動は、年会費によって成り立っています。

保護者や児童の保険料、各種交流活動等の活動費に使用しておりますが、詳しい内容については、年１回、４月に開催する総会等で決定いたします。

◇ マチコミメールについて

利用登録決定後、登録手続きの用紙を配布しますので必ず登録をお願いいたします。

マチコミメールを利用し、緊急時や大事なお知らせを配信しますので必ずご確認ください。開封されていない状況にある方には連絡させていただくこともあります。

◇ その他

- ・常用薬等の管理については、保護者の自己責任としますが、病気などで投薬管理等が必要な場合は、職員にお声がけください。
- ・学童保育クラブに持ってきてよいものは、原則「学校で良いとされているもの」のみです。
- ・学童保育クラブから学校へ連絡（欠席、伝言など）の預かりは行っておりません。

学童保育クラブのきまり、支援員等の指示に従って利用することを同意の上
申し込みください

【提出書類について】

下記①と②の書類がすべて揃った状態で『天間林児童センター』へご提出ください。

- ① 「七戸町放課後児童クラブ利用登録申請書（裏面/学童保育利用に係る同意書兼調査票）」（※児童1人につき1枚提出）

- ② ●就労を理由に学童保育を希望する方

「就労証明書（学童保育用）」（※保護者1人につき1枚提出）

- ・勤めている方

必ず勤務先に記入してもらってください。（確認する場合があります。）

- ・自営業・農業従事者の方

自らご記入したうえで、必要書類※を添付してください。

※必要書類 例）自営業→開業届、事業所名が分かる公共料金の領収書の写し等
農業従事者→出荷証明書、農地台帳等

- 就労以外の理由で学童保育を希望する方（妊娠・出産、求職活動など）

「学童保育利用事由申立書」

※理由に応じた必要書類を添付

4月1日利用希望の提出期限	令和8年2月27日（金）
---------------	--------------

その他

4月1日からの利用を希望する場合は、上記期日までにご提出ください。期日を過ぎた場合は、4月1日からの利用ができない場合がありますのでご了承ください。

「就労証明書」及び「学童保育利用事由申立書」は兄弟で申込む場合は1部で結構です。

用紙の必要な方は、児童センターへお申し出いただくか、町ウェブサイトからダウンロードしてください。

申請内容に虚偽があった場合は、ご登録を解除する場合があります。